いつもお世話になっています。分会役員の先生に渡してください。お願いします。

全職員配布

宮城県高等学校教職員組合
元気高教組 情報 FAX版

2019 年 7 月 24 日(水)
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
TEL:022-234-1335 FAX:022-273-1767

会計年度任用職員制度の交渉はじまる

臨時・非常勤教職員の待遇改善を！

７月２９日、県教委交渉を行います

会計年度任用職員制度とは

働く人々の約半数が非正規労働者という社会状況中で、学校や自治体職場など公務職場で働く非正規労働者の数も年々増加している。高校や支援学校は臨時・非常勤教職員なくして学校が成り立たない状況と言っても過言ではない。このような中で、臨時・非常勤教職員の賃金・労働条件が正規職員と比して保障されているとは言えない。
会計年度任用職員制度は、臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確立するために、来年 2020 年４月１日から施行される制度である。現在、学校や自治体で臨時・非常勤職員等で雇用されている職員が、「会計年度任用職員」という身分になる。任用期間は４月１日～３月 31 日、これまで支給されなかった期末手当や退職金も支給されることになる。しかし、一方、生涯「会計年度職員」という非正規労働に強いられる危険性も併せ持つ制度である。

７月１１日、県人事課は三者共闘（高教組、宮教組、県職組）に対し、「９月県議会で会計年度任用職員制度の条例提案を行いたい」の提示を行った。７月２２日、三者共闘と県の第１回交渉が行われた。

任用期間が基本的には通年となり、賃金水準も正規職員と一定の均衡が保たれ、期末手当（ボーナス）や退職金が支給される会計年度任用職員制度は大いに歓迎される制度である。一方、この制度の円滑な運用のためには、これまで以上の予算が必要であることは言うまでもない。

三者共闘は必要な予算の保障と、これまでの臨時・非常勤教職員の削減を行わないことを強く要求した。この要求に対し、県当局は**「会計年度任用職員制度の導入で職員数を絞ることは考えていない」**と回答した。しかし、予算の保障に関しては、**「今後、国に対し予算要求をしたい、職員数等に関しては条例制定後、各任命権者と交渉して欲しい」**と回答した。高教組、宮教組は条例制定を受け入れた後、予算に関わる交渉を県教委と行うことは空手形を受け取るようなもので合意することは出来ない、県当局との合意の前に、県教委との早急な交渉を要求した。

７月２９日（月）県教委交渉を行います。是非、交渉参加お願いします。

会計年度任用職員制度に関する第１回県教委交渉	
日　時	７月２９日（月）１３：００～
会　場	県庁１５階　企業局会議室
分会名	（　　）分会
交渉参加者名	（　　）（　　）

26 日（金）午前迄に　FAX０２２－２７３－１７６７（宮城高教組書記局）